

京都大学学生総合支援機構コンサルテーション部門 教授又は准教授 募集要項

令和7年7月4日

職 種	教授又は准教授
募 集 人 員	1名
所 属	京都大学 全学教員部
勤 務 場 所	学生総合支援機構コンサルテーション部門(所在地:京都市左京区吉田本町) (変更の範囲)大学が在宅勤務を許可または命じた場合は自宅等
職 務 内 容	(1)教職員への学生対応に関わるコンサルテーション (2)教育研究の現場における学生支援のサポート (3)研究室等の教育研究の場における少人数による予防・啓発的な研修 (4)学生支援に関する教職員への研修及び啓発的情報の発信 (5)学生総合支援機構コンサルテーション部門における業務の管理運営 (6)大学におけるコンサルテーション、学生相談等の学生支援の経験に基づく教育 (7)大学におけるコンサルテーション、学生相談等の学生支援に関する学術的研究 (8)その他学生等の適応上の問題についての教職員への助言等に関わる専門的業務
応募資格等	(1) 博士号の学位を有すること。 (2) 公認心理師もしくは臨床心理士の資格を有すること。 (3) 学生相談の専門分野において、経験に裏付けられた優れた知識と能力とを有し、実務の遂行にも十分な能力と熱意があること。 (4) 総合大学において5年以上の学生相談の実務経験を有すること。 (5) 学生相談に携わる専門スタッフの研修・訓練を行う知識・経験を有すること。 (6) 学生と関わる教職員に学生対応についての研修を行う知識・経験を有すること。 (7) 大学において教員として教育研究に携わった経験があることが望ましい。
採 用 予 定 日	令和8年4月1日
任 期	なし
試 用 期 間	あり(6ヶ月)
勤 務 形 態	・ 専門業務型裁量労働制(週 38時間 45分相当、1日 7時間 45分相当) ・ 専門業務型裁量労働制を適用しない場合は、週 5日 8:30～17:15勤務(休憩 12:00～13:00) ・ 超過勤務を命じる場合あり ・ 休日:土・日曜日、祝日、年末年始、創立記念日

給 与 ・ 手 当	本学支給基準に基づき支給
社 会 保 険 福 利 厚 生	文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入
応 募 方 法	【必要書類】 ※様式随意 (1) [履歴書]: 本籍不要。高等学校卒業から記載。所属学会を記載。個人用のメールアドレスや電話番号なども記載。 (2) [実務経験報告書]: 心理支援に関わる専門的な実務の経験を、古いものから順に具体的に記載。 (3) [研究業績等目録]: 「著書」「論文」「その他の業績」などに分け、古いものから順に記載し、査読の有無を明記すること。印刷中か印刷予定である場合は、そのことを示す文書を添付すること。なお、招待講演や基調講演、口頭発表などは、「その他の業績」に含めてよい。 (4) 主な研究業績3点。 (5) [着任後の抱負]: 教育に関する理念や方針、大学での教育の実績や組織管理運営の経験を踏まえて、職務内容に記載の職務について、本学の教育にどのように貢献できるかを記載すること。A4版 用紙2枚以内にまとめること。 (6) 応募者について所見を求めることができる方の氏名と連絡先。 【提出方法】 上記(1)～(5)の書類を電子化し、件名を「学生総合支援機構コンサルテーション部門 教授又は准教授応募」とした上で、以下宛先に電子メールでお送りください。ただし(4)に書籍が含まれる場合には、電子メールにそのことを記載し、書籍のみ以下の宛先に郵送してください。その際には「コンサルテーション部門教員応募書類」と朱書きしてください。 606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学 学務部 学生課 総務掛 コンサルテーション部門教員採用担当事務
応 募 締 切	令和7年8月4日（月曜日） 17時00分
選 考 方 法	書類選考及び面接試験 書類選考のうえ、面接を行います。書類選考後、面接対象者には面接日時等の詳細を連絡します。面接の際には、研究、実務経験、抱負についてのプレゼンテーションを課す場合があります。対面で面接を実施する場合の旅費や滞在費などは応募者の自己負担とします。 なお、選考に対する問合せには応じられません。

宛先・ 問 合 せ 先	京都大学学務部 学生課 総務掛 E-mail:840gakusouki-soumu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (*を@に変えてください)
その他	・ 学生総合支援機構コンサルテーション部門では、研究のための実験室は提供しません。また、学生の研究指導は委託しません。 ・ 提出していただいた書類は、採用審査にのみ使用します。正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することは一切ありません。 ・ 応募書類はお返ししませんので、予めご了承ください。 ・ 京都大学は男女共同参画を推進しています。多数の女性研究者の積極的な応募を期待します。 ・ 本学における男女共同参画推進施策の一環として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)第8条の規定に基づき、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。 ・ 本学では教育・研究および就業と家庭生活との両立を支援します。出産・育児・介護などのライフイベントを経験した期間があれば、履歴書に記載して下さい。また、出産・育児・介護期間中の教育・研究業績については、休業期間の前後と等しい業績を上げたものとみなします。 参考：京都大学男女共同参画推進センターHP (https://www.cwr.kyoto-u.ac.jp/) ・ 京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。